

第 173 回奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年 7 月 23 日(火) 午前 9 時～午前 10 時 00分

2. 場 所 奥出雲町役場 横田庁舎3階 大会議室

3. 出席委員 (35名)

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 備 造	3 番 石 原 敬 士	4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江	6 番 内 田 吉 彦	7 番 藤 原 功	9 番 佐 伯 徳 明
10 番 若 槻 隆 季	11 番 濱 田 正 敏	12 番 山 内 博 文	
13 番 宇 田 川 光 好	14 番 勝 部 定 次	15 番 藤 原 純 夫	16 番 森 山 富 夫
17 番 渡 部 光 義	18 番 藤 原 一 利	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫
21 番 若 槻 進	22 番 植 田 良 二	23 番 和 久 利 健	25 番 藤 原 力 夫
27 番 立 石 覚	29 番 金 倉 弘 美	31 番 大 坂 茂	32 番 福 本 成 美
34 番 嵐 谷 和 則	37 番 若 槻 保	38 番 高 橋 政 伸	39 番 田 部 一 夫
40 番 中 林 孝	41 番 澤 井 浩 二	42 番 吉 田 貞 一	43 番 内 田 勝 幸

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 吉 川 明 広

農業振興課 農政グループ 課長補佐 川 西 博 司

5. 欠席委員(8名)

8番 松原委員 24番 岩田康男委員 26番 石原隆幸委員 28番 藤原修委員

30番 小池誠委員 33番 安部仁司委員 35番 松原康夫委員 36番 岩田孝史委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 議案第1号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段面積)」の設定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

そ の 他 ①令和元年度農地パトロール(利用状況調査)の実施について

②令和元年度中山間地域等直接支払い交付金の現地確認について

③農地利用集積促進事業 担い手集積支援金について

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	173回奥出雲町農業委員会総会を行います。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1名。出席者18名中17名です。過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、2番 安部委員、3番 石原委員にお願いをいたします。 それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。 第1号議案から第4号議案まで、順次行います。 議案第1号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段面積)」の設定についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第1号、「農地法第3条第2項第5号の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。」令和元年7月23日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外1筆、地目は登記簿、現況ともに、畑、面積 390 m²外で計 637 m²。申請人氏名 ○○○○、住所 ■■■■番。空き家の所在地 ▽▽▽▽番 申請地は■■地区△△自治会地内の空き家バンクに登録された住宅に付随する農地です。資料 No.1をご覧ください。左の図が、周辺地図で、右の図が農地の位置図になります。ピンクの部分が、空き家バンクに登録された住宅で、緑色の部分が、今回の申請農地になります。地籍調査が入っていないため、切り図を載せています。 現地につきましては、7月10日に地区の農業委員、推進委員さんと確認しました。住宅に隣接し、農地面積合計も1a以上であり、周辺の地域に支障をきたす恐れもないと思われます。 今回承認いただければ、それぞれ本日付けで別段面積の区域として申請農地を告示します。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。7番 藤原委員
7番	7番藤原が補足説明させていただきます。この件につきまして7月10日に局長と、私、推進委員の岩田さんの3名で現地の確認をいたしました。△△さん宅は□□地区▼▼地内にありまして、私と同じ自治会でございます。○○○○から▲▲方面に向かいまして□□□□を●●●●へ150mくらい上がったところの左側にあります。△△さんは昨年10月、家庭の事情で県外に転出されることになりまして、空き家バンクに登録されまして、その家の後ろに位置する畑でございます。昨年も畑を10月ごろまで耕作されておりましたし、畑の状態もよく問題はないと思いますのでご審議よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1について承認することに決しました。

	次、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。 事務局説明してください。 事務局 議案第 2 号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和元年7月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿、現況ともに田、面積 9 m²。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、転用目的 墓地、施設 墓地、転用理由は、現在の墓地は、山上にあり、平素の管理が困難なため、申請地を合葬式墓地にしたい。除地については平成30年6月13日に県の同意を得ています。 番号2、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿、田、現況、畑、面積 70 m²。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、転用目的 進入路等、施設 進入路、転用理由は、作業所への進入路を設置したい。除地については平成30年3月12日に県の同意を得ています。 番号1の案件は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。 番号2の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。 これらの案件の許可条項は、農地法第4条第2項第2号に規定する「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによって、申請に係る事業の目的を達成することが出来ない場合の代替性なし」に該当するものと考えます。 以上ご審議よろしく願いいたします。 議長 事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。2番安部委員 2番 2番安部が補足説明をさせていただきます。□□□□にございます。■ ■の農道を▽▽に向かって行く途中にある田んぼでございます。○○○○さんは昨年、△△△△が亡くなられてこの度墓地を移転するという案件でございます。山の中腹あたり墓地がございまして、家の前のほうに移転したいという案件でございます。隣地の方、上下とも了解を得ているという事でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。 議長 担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 次、議案第2号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。14番 勝部委員 14番 14番 勝部が補足説明させていただきます。○○○○さんは■ ■自治会の方でございます。地目は田になっておりますが水の便が悪いという事で現在は畑として利用していらっしゃいます。 ■ ■集落は位置の特定がなかなか難しいところでして、▽▽を縦に走る道を▽▽線とい
--	---

14番	っておりますが▽▽線を▲▲より500mくらい●●のほうに向かって行きますとこの申請地と家がございます。その家の後ろと横がすべて畑になっておりまして、この一角に作業場がありましてここに行く進入路が畑の中を通って行くようになっておりまして、今回進入路を作ってコンクリート舗装をして出入りを便利にしたいという計画でございます。それから畑を耕したときに泥が付くのでコンクリートのところで洗車もしたいという事でございます。ご審議よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号2について承認することに決しました。 次、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。 事務局説明してください。
事務局	議案第3号「農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。」令和元年7月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、□□□□番、地目は登記簿、現況ともに 畑、面積131㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、譲受人氏名 △△△△、住所 ■■■■番、転用目的 庭、施設 庭、転用の理由 追認です。譲受人住宅地に隣接する本件申請地を取得し、庭の拡張および植栽の移植をしたい。除地については、平成30年6月7日に県の同意を得ています。 対価については、無償です。顛末書が出ております。 この案件につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない。」に該当するものと考えます。 以上ご審議よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号1について承認することに決しました 次、議案第4号農地利用集積計画の承認についてを上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集

事務局	積計画の決定について意見を求める」令和元年7月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに畑 面積 1048㎡内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ●●●● △△△△番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は5年 10a 当たりの賃借料は3000円です。 番号2 農地の所在 □□□□番外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は613㎡他合計3056㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 利用目的は田 期間は4年6か月 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号3 農地の所在 □□□□番 外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積2110㎡他合計4070㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 終期は令和2年2月28日 賃借料は総額32000円です。 番号4 農地の所在 □□□□番外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は996㎡他合計1163㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年5ヶ月 10a 当たりの賃借料は10000円です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議の程宜しくお願い致します。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。20番八澤委員
20番	20番八澤が補足説明させていただきます。これは■■■■でございまして、場所は■■■■駅を過ぎて□□□□を出て左側にあります。○○○○さんのところはトンネルのちょうど上のところになります。□□□□は入り口のあたりから左に入ったところに△△△△さんの家があります。△△△△さんの家の近くに○○○○さんの畑があります。それを使いたいという事でございます。再設定でもありますし、よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。再設定です。質疑ございませんか
	(はいの声)
	承認することに異議ございませんか
	(はいの声)
	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
	挙手全員
	よって議案第4号番号1について承認することに決しました
	次、議案第4号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。
	25番藤原委員
25番	25番藤原が番号2について補足説明をさせていただきます。●●●●を□□□□方面に向か

25番	いますと△△△△との交差点を左の■■■■■方向に曲がり1, 2キロくらい行きますと○○○○○さんの作業所がございます。その作業所のすぐ近くに一か所がございます。もう一か所は▽▽▽▽から▲▲▲▲を400mくらい■■■■■方面に向かいますと▼▼▼▼に行く交差点がございます。その交差点のわきに一軒ほど家がございます。そのすぐ横に圃場がございます。借り受け人の○○○○○さんは認定農業者でございます。貸出人の△△△△さんは□□□□というお店をしておられます。●●にもお店がありましたが、今は△△のほうに出店されています。お二方とも●●の町自治会でございます、家をご近所でございます。二か所とも耕作されており再設定ですし、何ら問題はないと思いますのでご審議よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第4号番号2について承認することに決しました。 次、議案第4号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。27番立石委員。
27番	27番立石が補足説明させていただきます。○○○○○さん、△△△△さんとも●●地区▲▲自治会の方です。場所は□□の■■■■■より▽▽▽▽を▼▼方面に約200m行ったところにある農地でございます。以前から△△△△が耕作しているという事で問題はないかと思います。ご審議お願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号3について承認することに決しました。 次議案第4号番号4について担当委員の補足説明をおねがしいたします。 34番嵐谷委員
34番	この案件につきまして34番嵐谷が説明させていただきます。二人とも■■■の□□自治会の方でございます、●●●●付近に隣接しております。まえから△△△△さんが○○○○○さんのたんぼを作っておられました。○○○○○さんは▽▽▽▽にお住まいでございまして、家も近いという事で△△△△さんが守ってきておられます。以後また5年の申請が出ております。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員

議長	よって議案第4号番号4について承認することに決しました。 以上、上程いたしました議題は終了いたしました。 その他について事務局お願いいたします。
事務局	報告事項が2点ございます。 この度、全国農業新聞につきまして全国農業会議所から表彰いただきましたのでご報告させていただきます。去年に続きまして2回目でございます。なお農業会議では農業委員、推進委員の購読100パーセントを目標としております。よろしくお願いいたします。それから研修会につきまして出欠のほうを伺っておりますが、まだお返事いただいていない方はよろしくお願いいたします。8月21日の松江についてですが、弁当を用意させていただくことになりましたので、出席される方はお昼は抜きで来ていただきますようによろしくお願いいたします。以上2点報告でございます。 続きまして、令和元年度農地パトロール利用状況調査の実施について説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。調査日程です。昨年と同じように8月～9月にかけてお願いいたします。対象農地につきましては、奥出雲町内すべての農地とします。 次に調査内容です。まず(1)現地調査事項①遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の把握②農地法の許可案件の履行状況の確認③農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認④農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正 となっております。 (2)調査記録、利用意向調査です。①農地利用状況調査活動記録簿です。会場後ろに各地区ごとにバックに用意しておりますのでご確認ください。活動状況等を記入していただきます。 ②遊休農地(1号、2号農地)および遊休化の恐れがある農地に該当する場合は、農地調査票に記入するという事で、資料を1枚おはぐりください。記入例を載せております。調査票につきましては大字ごとにバッグに入れておりますのでご確認ください。昨年の状況として載せておりますがH30年度荒廃分類。A分類というのが1号遊休、B分類が主に非農地状況になります。今回新しく平成30年意向結果という欄を設けました。これについては昨年の利用状況調査についての回答で、ここは耕作をしますという回答をいただいたものについては、「耕作」という文字を入れております。ですので、ほんとに耕作しているかどうかという事も確認いただきますようお願いいたします。横にR1調査という事で、「2号遊休」「1号遊休」「荒廃B分類」と書いてありますが、荒れた状態に左から右に荒廃Bというのが一番荒れている状態。2号遊休が1番軽い状態になります。下の段をご覧ください。※1のところで2号遊休。これが農地法第32条第1項第2号ですが、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地。近傍類似の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の態様と比較して判断していただきます。※2 1号遊休、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」になります。下に書いてありますが、現に耕作の目的に供されておらずというのは、「過去1年以上作物の栽培が行われていない」という事になります。引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる というのは、「今後の耕作に向けて草刈り、耕起等農地を常に耕作し得る状態に保つ行為が行われているか」という事で判断してください。 ※3 荒廃B分類、(非農地判断)としております。今回通知書にも書かせていただきましたように、先般の農振部会にて決定しておりますが今回荒廃B分類非農地と判断したものについては、法務局、所有者へ「非農地通知」を発送します。それをもって農地台帳から外すという事になります。内容ですが、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業利用を図るための条件整備が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとする。ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合 イ ア以外の場合にあつて、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合 となっております。 お手元のもう一つの資料をご覧ください。参考資料 1 です。農地法運用通知抜粋となっております。先般開催されました会長、事務局長研修で配られた資料でございます。抜粋ですのでページが飛んでおります。ご承知おきください。肝心なところだけ赤線とマーカーをしております

事務局	す。先ほどお話ししました非農地判断などについて詳しく書いてありますのでご確認ください。会長の冒頭のあいさつにもありましたように、この後 非農地の現地目合わせ会を予定しております。対象農地につきましては3か所です。昨年度非農地申請をされて非農地に該当しないとなった個所でございます。各農振部会の方には今日の現地の地図を配らせていただいております。ご確認ください。乗り合わせで、各地区最低二名以上はご参加いただきますようによろしく願いいたします。 もう一度、パトロールの実施についてをご覧ください。(2)の3です。荒廃B非農地判断については非農地通知をいたします。これについては該当非農地の筆がわかるように撮影をしていただいで提出をお願いいたします。これらの農地については、来年度以降調査の対象外となります。非農地と判断されたもので、もし多面的機能交付金の対象となっている農地については交付対象となりませんので、保全管理をしていただかなくてははいけませんので、もしそういう農地がありましたらご注意くださいようによろしく願いいたします。(4) 2に該当する遊休農地に関しましては例年通り利用意向調査の実施を予定しております。(3) 国営横田開発農地につきましては、別途農業振興課で調査予定ですので、皆様方の調査は不要でございます。その他としまして、調査につきましては車へのマグネット板と腕章と帽子の着用をよろしく願いいたします。それから物品につきましては調査票、図面、SDカード、調査活動記録簿、ルーペなど用意しております。図面に関しましては縮尺など、もっと大きいのがほしいなど要望がありましたら、事務局のほうまで言っていただきましたらお渡ししますのでご連絡いただければと思います。以上です。 続きまして中山間につきましては農業振興課の川西のほうから説明させていただきます。
農振	農業振興課で中山間直払いを担当しております川西でございます。ご説明させていただきます。令和元年度中山間地域等直接支払交付金事業の現地確認について農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんをお願いさせていただくものです。お手元の資料をご覧ください。1枚目はお願い文章でございます。3枚目をご覧ください。要項を作っております。現地確認期間は8月1日～9月30日まででございます。配布物として集落協定ごとの現地確認野帳を各地区ごとに並べてございます。次に確認事項でございます。1組2名以上でお願いいたします。記載例でご説明いたします。図面には協定名が記載してございます。そして図面中の青、ピンク赤の地番がそれぞれ対象農地となっております。青が緩傾斜、ピンクが急傾斜、赤が超急傾斜となっております。各筆の適非を黒の鉛筆で記入いただくという事になっております。2枚目にお戻りください。まず一番上のところでございます。現地確認者というところで2名記入することになっております。それから現地確認日には8月 9月が入ると思います。1、協定農用地というところがございます。地番、地目が入っています。横に活動形態という事で耕と維と有りますが、耕作しているのか維持管理だけなのかそれにまず丸をしていただきます。耕作のほうですが、適切に耕作されていれば適、そうじゃなければ非。非の中でまた二つに分かれます。放棄されている場合は放、転用されている場合は転に丸という事になります。面というのがありますが、これは無視してください。維持管理のほうも同様でございます。適なのか非なのか、非の中でも放棄なのか転用なのか丸をしてください。面は無視してください。次に2, 3, 4についてですがこちらにつきましては確認していただく必要はございません。農地水の事業を含めまして農業振興課の方で確認いたします。これまでと同様農地パトロールの利用状況調査と合わせて調査を行っていただきます。報酬も昨年と変わらず、お一人7500円の3日分で22500円です。昨年と違うところは4枚目、5枚目でございますそれぞれ個人で出役表と委任状となっております。個人で作っていただくという事になります。8月分と9月分で二つにわかれております。調査が月をまたがってしましたら、二枚提出していただくことになります。調査が終わりましたら、図面、野帳一式と出役表、委任状を10月10日まで返却していただきますようによろしく願いいたします。8月、9月の総会のときに提出いただいてもよろしいです。暑い最中でございます。体調を整えて調査いただきますようお願い申し上げます。 続きまして、農地利用集積促進事業 担い手集積支援金について説明させていただきます。次の資料、色付きの機構集積協力金の概要という資料を配らせていただいております。時間の関係上さわりの部分だけお話をさせていただきます。 1枚目です。地域の皆さんで話し合っ活用しようという農地バンクでございますが、従来の集積協力金のスタイルがちょっとだけ変わります。農地バンクは担い手への集積と集約化を一体的に

農振 議長	推進しようとするもので、できたところにはご褒美として協力金が交付されるものです。その交付額は活用の率によって違います。新しく変わるのは交付対象面積の1割が新たに担い手に集約されなければならない。というところでございます。右の真ん中の赤字で書いてあります。 2枚目です。これは先ほどの国の協力金とは別に名前を変えて支援金として島根県と奥出雲町が独自に設けるという事で作った資料です。国の協力金や県や町の支援金の対象者はどれも、農業組合法人や規模の大きい個人農家さんなどで、利用権や作業受委託の多い方で認定農業者になっている方が中心となっております。どれも詳しい内容に関してはここでは控えさせていただきます。ご活用のご相談については農業振興課の農政グループまでご連絡ください。専門的に詳しい者からわかりやすく説明させていただきます。以上でございます。 はい。ありがとうございました。時間の関係もございまして今、質疑応答は行いません。質疑がございましたら、農業振興課の方へお願いいたします。 以上をもちまして、本日提案いたします議題のすべてを終了いたします。 次回の農業委員会総会は8月23日金曜日、9時から横田、ここで行いますのでよろしくお願いいたします。 この後現地目合わせ会を行います、終わり次第現地解散とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 それではありがとうございました。
---------------------	--

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 月 日

議 長 18番 ㊟

議事録署名委員 2 番 ㊟

議事録署名委員 3 番 ㊟